

お知らせ

令和 2年 8月 25日

九州総合通信局

電波利用料の支払猶予の期間延長について

総務省は、新型コロナウイルス感染症の影響に鑑みて、電波利用料の支払猶予の期間を延長します。

総務省は、新型コロナウイルス感染症の影響に鑑みて、電波利用料の支払猶予(延滞金の免除等)を令和2年12月31日まで延長します。

電波利用料の支払猶予(延滞金の免除等)の対象となる無線局免許人の住所及び期間(変更後のもの)は、次表のとおりです。

無線局免許人の住所(告知住所)	支払猶予の期間
埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、 大阪府、兵庫県及び福岡県	令和 2 年 4 月 8 日から令和 2 年 12 月 31 日まで
上記以外の全道府県	令和 2 年 4 月 17 日から令和 2 年 12 月 31 日まで

注:変更箇所は下線部。

連絡先

九州総合通信局

総務部財務課

電話:096-326-7843